

# 2018.10.26 小田原市調査団のこの間のとりくみ報告

## (1) 2017年2月9日 小田原市生活支援課の不当行為に関する調査団を結成

- 1月17日、小田原市で「保護なめんな」「不正を罰する」などの内容が書かれたジャンパーの着用が発覚し、報道された。
- 1月19日に、生健会、民医連、年金者組合、社保協の4団体で、それぞれ抗議文を携えて小田原市に抗議した。
- 小田原市は2月9日に、「本市における生活保護行政についての検証と今後の改善方策を取りまとめるため」に、「生活保護行政のあり方検討会の開催」を発表した。
- 2月23日に、そうした動きに対応するために、生健会と生存権裁判弁護団、神奈川労連、自治労連、年金者組合、民医連、新婦人、神商連、反貧困ネットワーク、社保協などと小田原・西湘地域の組織で「小田原市生活支援課の不当行為に関する調査団」を結成した。
- 調査団の最初の行動として、2月24日に、真相究明と再発防止に向けた取り組みを進めるよう『生活保護行政のあり方検討会』開始にあたっての要望書を持って小田原市に要請した。
- 3月10日に検討会の論議の経過にもとづいて、再要望書を提出しました。「あり方検討会の報告書」は、4月6日に発表され、4月30日、小田原市主催で生活保護行政のあり方シンポジウムが350人ほどの参加で開催された。

## (2) 2017年5月26日 小田原市生活支援課との懇談（12人参加）

- 市から、以下の点など速度をあげて具体化していることが報告された。

- ① 生活支援課の職員の標準配置数の充足と専門職の拡充をはかっている。（自立支援の取り組みが進んでいる釧路市に職員を派遣研修する）
- ② 外部の専門家（社会福祉学の教授等）による社会保障制度、民法など、法的支援に必要なケースワーカーの研修を実施する。（2カ月に1回程度）
- ③ 窓口に「ご意見箱」を設置し、利用者や来朝者の声を聴くとともに、利用者に対するアンケートを実施する。（アンケートは今年度中に実施する）
- ④ 「保護のしおり」の暫定版を作成し、庁内の意見を反映したうえで内容の充実を図るとともに、全庁的な表記の再点検につなげる。（暫定版の新しい「しおり」は、憲法25条にもとづく制度とうたわれており、旧しおりとは180度違うものとなった）
- ⑤ 生活保護の利用申請から決定までの日数を14日以内とする。（4月は14人中13人）

※「保護のしおり」の改訂版。届け出に関するQ&Aを発行。（別紙）

## (3) 2017年6月20日 県の生活支援課との要請・懇談（12人参加）

- 小田原市で起こった事態に対する対応や生活保護行政の改善に向けた県の取り組みについての説明を受けて懇談した。
- 生活保護が憲法25条にもとづく制度であること、利用する権利を保障することなどが確認できた。郡部の福祉事務所は県直轄で、しおりの見直しをしている。

- 大和からの参加者が、大和市のしおりがひどいものに変更されたことを訴えた。県の自治体への監査は年一回ということだが、その点も含めてしっかりと監査してほしいと要望した。

※ 1月27日付で、神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課長より、各市福祉事務所長に「制度の趣旨目的に沿った生活保護の実施について（通知）」を发出。

#### （４）2017年9月6日 生健会が県の生活支援課との要請・懇談

- 県のしおりは作成中とのこと。
- 県の監査でしおりのチェック、はやっていない。利用申請から決定までの日数を14日以内についてのチェックもやっていないことが判明。
- 6月20日の懇談より後退したのではという印象を持った。

#### （５）2017年9月17日 県母親大会で生活保護問題の分科会を開催

- 9月17日開催の県・海老名市母親大会で、「憲法25条から生活保護を考える」分科会が開催され、会場満員の83人が参加した。
- 横山秀昭さん（全国公的扶助研究会）が講演。①貧困の現状、②生活保護のあるべき姿、③小田原ジャンパー問題から考えること、④「弱者バッシング」から、すべての市民が手をつなぎあえる社会へと話された。
- 勉強になっただけでなく、地域的な運動をすすめる上で、非常に参考になった。若干の質疑で終了した。

#### （６）2017年10月6日 生活保護問題対策全国会議が神奈川県に要望書提出

生活保護問題対策全国会議は、神奈川県と同県下の全市（ただし、協力を得られなかった厚木市、大和市、南足柄市を除く）の「保護のしおり」を分析・チェックしたところ、誤解を招く不適切な記載が多々見受けられたとのこと。そこで、10月6日に、神奈川県に「小田原市『ジャンパー事件』を契機に福祉事務所への監査のあり方見直しを求める要望書」を提出した。

#### （７）2017年12月27日 小田原市生活支援課と懇談(15人参加)

- 小田原市から、この間の改善の取り組みについて報告され、利用者の視点に立った改善が着実に進んでいることを確認できた。

- ①「保護のしおり」は、憲法25条と生活保護法に基づくと記載し、生活保護「受給者」から「利用者」に変更されるなど、権利性を前面にしたものとなった。
- ②生活保護の申請から決定までの日数は、14日以内が29.1%から85.3%まで前進した。
- ③情報発信として、利用者に対して「支援課通信」を発行し、取り組みについてフェイスブックで知らせている。
- ④利用者に対するケースワーカーの配置基準を、100人から80人にした。
- ⑤今年4月からの生活支援課の職員配置については、社会福祉の専門課程を履修した職員、専門職、女性職員の配置をはかるようすすめている。

- 懇談では、無料低額宿泊所との関係についてのやりとりとなり、「無料低額宿泊所は一時

的な待機場所。なるべく早くアパートに移れるよう支援をしている」と、基本は居宅保護という考えで徹底していること。扶養調査が、年4回を1回に減らし、休日の訪問は止めたこと。

- 自動車の保有については、「生活用品として一般的には保有を認められてはいないものの、通勤や通院などでの必要な利用があれば例外として保有容認をしている」と回答。
- 2月には、利用者と市民へのアンケートを実施し、4月頃に検証を行うこととなっている。

#### **(8) 2018年4月30日 小田原市の生活保護行政に関する検証会**

- この一年間、小田原市が取り組んできた生活保護行政について報告。
- しおりの改善を筆頭に多くの改善がすすめられ、検討会の委員からも高い評価がされた。市民アンケートを3月に実施したが、残念ながらその結果は公表されていない。
- 委員からは、さまざまな改善の取り組みがすすめられているが、庁内間の連携がまだ不十分であることが指摘された。
- また、利用者の声が反映されていないという指摘があり、利用者アンケートは今後取り組むとしている。
- 行政の枠組みだけの改善では限界があり、市民自治を前進させる視点からの取り組みの必要性を実感する検証会だった。
- しおりの改定は、平塚市に続いて、川崎市、横浜市、座間市で行われた。

#### **(9) 2018年7月～8月 熱中症対策で県への申し入れ**

- 熱中症対策で、生健会、民医連、社保協、高齢期運動連絡会で、県に申し入れした。
- 生健会では横浜市に申し入れし、三浦の医療と福祉を守る会が三浦市に申し入れした。